

裁判員経験者意見交換会議事録（平成30年10月12日開催）

司会者：本日は、お忙しい中、意見交換会に御参加いただきまして、ありがとうございます。
ございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます安永と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、7名の裁判員経験者にお集まりいただきました。また、検察庁と、弁護士会からも一人ずつ参加していただいております。

芹澤裁判官：私は、大阪地方裁判所堺支部刑事部裁判官の芹澤と申します。よろしくお願いいたします。

私は、4月以降、当支部で、裁判員裁判に携わっております。裁判員を経験された皆様の忌憚のない御意見を伺って、今後の参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

岡田検察官：大阪地方検察庁堺支部検事の岡田と申します。

4月から堺支部に勤務しており、裁判員裁判事件も担当しております。よろしくお願いいたします。

横尾弁護士：大阪弁護士会弁護士の横尾と申します。

よろしくお願いいたします。

司会者：次に、今回参加された裁判員経験者の方に、いつ頃、どのような事件を担当されたのかを紹介していただくとともに、裁判員を経験されて一番印象に残っていることを教えてください。

裁判員経験者1：去年の12月に、強盗致傷事件を担当しました。印象に残っているのは、検察官と弁護士とのやりとりがヒートアップしたことです。

裁判員経験者2：去年の10月頃に、強盗致傷と窃盗との事件を担当しました。印象に残っていることは、進行や評議が丁寧で詳しくあったことです。

裁判員経験者 3：昨年7月に、覚せい剤と占有離脱物横領から窃盗になった事件を担当しました。そのとき、貴重な経験になると思いました。

裁判員経験者 4：私は、昨年6月に、建造物侵入と強盗致傷、余罪に窃盗の事件を担当しました。自分が選ばれるなんて思っていなかったので、正直びっくりしましたが、きちんと取り組もうという気持ちがありました。良い経験を積んで、周囲に話したいという気持ちもありました。裁判所に入ったのが初めてであり、法廷で審理に立ち会ったので、とても貴重な経験になりました。また、評議では、大変活発な意見交換ができました。更に、裁判長や裁判官にきめ細かな配慮をしていただけました。

裁判員経験者 5：私は、去年の10月に、傷害致死の事件を担当しました。身内同士の事件だったので、精神的に少し重いものを感じました。人間の葛藤みたいなものが見え、大変な思いをしたというのが印象です。

裁判員経験者 6：私は、強盗致傷と窃盗の事件を担当しました。昨年6月のことです。量刑のみが争点になった事件ですが、裁判官の方からすごく丁寧に説明していただいて、法的な知識がなく、裁判がどのように進んでいくか分からない中でも、円滑に進めていけたと思います。

裁判員経験者 7：私は、去年10月に、傷害致死の事件を担当しました。被告人と被害者が身内同士の関係の事件で、最終的に、被害者は亡くなってしまいました。争点は量刑をどうするかというものでした。

印象に残っていることは、判決を決めるまでみんなで話し合っ、たとえ小さなことでも意見を出し合っ、最終的に量刑を決め、判決をしたということです。

司会者：それでは、本題に入りますが、意見交換会においても裁判員等経験者には守秘義務があり、事件の争点や量刑の結論について自分がどのような意見を持ったのか、その点に関し、評議で他の人がどのような意見を述べたのか、また、結論を決めた際に全会一致だったのか、多数決だったのかということなどを明らかにしないようにお願いします。

まず最初に裁判員等に選ばれた際の事情をお伺いします。

裁判員制度は、平成21年5月にスタートし、平成30年3月末までに、8万人を超える方が裁判員等に選ばれました。制度としては、ある程度定着してきたものと考えています。いうまでもなく、国民の方に裁判員になっていただければ、裁判員制度は成り立ちません。また、様々な国民の意見を裁判に反映させるという、制度趣旨からするとできるだけ様々な方に参加していただきたいと思っています。ただ、新聞報道にもありますが、最近では裁判員等に選ばれるまでの辞退率、裁判員の選任期日への欠席率、が少し上昇してきているというのが、現実問題です。

この意見交換会に参加された方の中にも、裁判員に選ばれることについて、仕事や家庭などの関係で多少の支障があったが、やりくりして参加したとか、あるいは多少の支障はあったが、職場や家族の理解や協力があって、参加しましたという方がおられると思います。もしそういう経験がある方は、差し障りがない限度で、それらの事情を紹介していただきたいと思います。

今回の参加者は、実際の裁判が始まって、判決に至るまで2週にまたがっている方がほとんどであるので、そのことも裁判員に参加するに当たって、何か影響があったのかどうか、意見をいただきたいと思います。

裁判員経験者7：私は、5日間、仕事を休まなければならなかったのですが、周囲の人に協力してもらい、参加できました。

また、子供が小さいということもあり、保育所はやはり熱が出ると預けられないので、その点を少し心配していましたが、子供が熱を出すこともなく、無事に参加できました。

司会者：周囲の人というのは、同僚、あるいは直属の上司だと思われそうですが、最初から大丈夫という感じだったのでしょうか。それとも、最初は何か少し難色を示したが、仕方がないという感じだったのでしょうか。

裁判員経験者7：社内でも裁判員になった人がおらず、「まだ、裁判員制度をやっていたんだ。」みたいな感じになりました。私が「やってみたいですよ。」

と伝えると、「良い経験ができるから、是非行っておいで。」と言われました。

司会者：休暇は、どうしましたか。

裁判員経験者 7：「特別休暇，裁判員」という形で，認めてもらいました。

司会者：子供さんの熱の関係では，裁判長とかに相談されましたか。

裁判員経験者 7：相談しておりません。なんとかなるだろうと思っていました。

裁判員経験者 6：私は，2週間にわたって裁判員裁判に関わっていく中で，仕事上，同僚や上司，部下に少し迷惑をかけてしまいました。その調整が少し大変だったと思っています。ですから，裁判の後，すぐにそのまま職場に戻ったりしました。

ただ，私の職場では，裁判員になった経験者が二人ほどいましたので，その人たちから「自分，なったよ。」という話を聞いたり，また，周囲の人も，「裁判員に決まったのだったら，やっとおいでよ。」というようなことを言い，背中を押してくれました。気持ち良く行かせてくれましたが，職場には少し迷惑をかけたと思います。

司会者：同じ職場に，既に二人経験者がいたという話ですが，経験者の方からは，「裁判員裁判は，実際こんな感じですよ。」というような話を聞かされていたのでしょうか。

裁判員経験者 6：余り聞いていませんでした。裁判員になったということは聞いていましたが，どんな状況だったのかなどという話は全然聞いてはおりませんでした。

裁判員経験者 5：私は現在，専業主夫をやっておりスケジュールも空いていたので，何ら問題はありませんでした。

司会者：参加することで，家事とかにも支障はありませんでしたか。

裁判員経験者 5：今，子供は皆，それぞれ家から出しており，家内と私の二人だけですので，家事などについても問題はありませんでした。

裁判員経験者 4：私は，仕事をしていますが，他の方と比べて比較的支障はなか

った方だと思います。子供がいませんので、主人と二人ですし、仕事もフリーランスで主人と二人でやっていますので、事前に分かっていたら仕事の調整はつききました。

初めに裁判員候補者に選ばれた際、アンケートでこの時期は避けてほしいという記載をしたので、その時期を避けていただいたということもあり、今回参加できたと思います。つまり、家族関係で、介護とか育児とか全くない状態だったので、なんら支障なく参加できました。そして、裁判の仕事が終わった後、帰って本来の仕事をしていました。

司会者：裁判員が終わった後、本来の仕事をするという話ですが、それは、裁判員期間中も、裁判が午後4時か5時くらいに終わったら、その後仕事をずっとされていたということですか。

裁判員経験者4：はい。特に業務をストップしているというわけではなかったもので、メールとか電話の連絡は実際に入っており、それらの処理とかは毎日行うという感じですね。

司会者：特に大きな負担にはならなかったですか。

裁判員経験者4：そうですね。主人に任せてました。

裁判員経験者3：私は裁判員を経験したときは、もう仕事はリタイアしていました。自治会や老人会の会議や行事がありましたが、裁判員に当たっているもので、そちらの方を優先して行かせていただきました。

裁判員をしている間は、仕事をしている感覚でいました。こんな貴重な経験は自分から望んでもできるものではないので、与えられた使命だと思って来ました。

裁判員経験者2：私はふだん、地元で働いております。今回の裁判員裁判は5日間で終わったので、スケジュールとしては空けやすかった方だと思っています。また、ちょうど転職してから半年ほどでしたので、まだそんなにやることもないというのもあり、抜けやすい時期でもありました。また、繁忙期とは真逆の時期でしたので、スケジュールとしては空けやすかったです。

司会者：職場の同僚や上司の反応はどんな感じでしたか。

裁判員経験者 2：そうですね。会社へは面接のときに伝えていたのですが、繁忙期は参加してはいけないと言われました。繁忙期以外なら特に言われませんでした。

裁判員経験者 1：私はパートで働いています。裁判員に選ばれるかもしれないということを上司に伝えたら、選ばれたら、また言うように言われて、選ばれた旨を伝えたら、そうですかと鼻で笑われたような感じでした。私が一人休んでも大したことにならないような職場なので、そんな感じだったと思うのですが、家族は良い経験なので行っておいでと、協力的な感じでした。

司会者：2番の方にお聞きします。転職して半年という、事前に辞退を申し出る方の中には、転職したばかりだから、このタイミングで休むというのは会社の手前都合が悪いとか、あるいは仕事をまだまだ覚えなくてはいけない最中だから忙しいだとか、そういうことを申し出る方がいらっしゃるのですが、そういう御事情は特になかったですか。

裁判員経験者 2：そうですね。昨年11月ぐらいに最高裁判所から裁判員候補者に選ばれたという封筒が届いており、今年3月の面接のときに、裁判員候補者に選ばれる可能性があるということを強く言っていたので、そこは大丈夫でしたね。

司会者：本日参加された経験者は、比較的会社の方や周囲の理解が十分あって、参加できたということで、特に参加するに当たって高いハードルはなかったと思いますが、実際、世間的にはなかなかハードルが高いという方が大勢おられるようです。

そこで、もっとこうすれば、より多くのいろんな国民の方が参加しやすくなるというようなアイデアや意見があれば伺いたいと思います。

裁判員経験者 2：裁判員の経験を終えてから、友人等に守秘義務を守って、感想等を話したのですが、やはりネックとなるのは日程でした。参加したいという友人もいたのですが、なかなか日程を空けづらいということをみんな言ってい

ました。

司会者：裁判をするには、ある程度日にちがかかるのは仕方がないと思います。

日程的にどれぐらいだったら参加できるとか、その辺りのことを聞いたりされましたか。

裁判員経験者 2：会社の規模にもよるとは思いますが、一人抜けたら厳しいような会社だったりすると、やはり1日でも厳しいと思いますし、一人抜けても分からない程度なら行けるのかなと思います。

司会者：友人と話した際、裁判員として参加することへの心理的なハードルみたいなものは下がった感じはされましたでしょうか。それとも、やはり難しそうだな、という感じだったでしょうか。

裁判員経験者 2：友人ごとに反応は様々でしたが、思いの外反応は悪かったです。余り周りに経験者がいないこともあり、関心は薄いのかなとは思っていたのですが、僕自身も残念に思いました。

司会者：他に何か、もっと参加しやすくする方法などについての御意見はありますか。

裁判員経験者 4：周囲の反応ということでお話をさせていただくと、私は、会社の人や家族、友人に経験したことを話しました。その結果、興味、関心を持ってくれた人が多かったのですが、アピールをしたのですが、みんなは、まず本当に裁判員に選ばれる人っているんだという程度の反応でした。こういう過程で選ばれるということや、そこで、こういうことがあったということをお話する範囲内で話しました。印象的だったのが、良い経験ができるとは分かったけど、絶対私は辞退すると言いつつ一人いました。その人は、自分が量刑を下したり、そんな人生に関わることはしたくない、と断言していました。

私があともう一つ感じたのが、裁判員候補者に選ばれた時に送られてきた書類で、質問票の回答を求められましたが、あれが面倒ではないかと感じています。結構分厚い封筒が届くので、質問票を書いて返送するというのを、面倒だと思う人がいると思いました。例えば、今は、企業のお客様アンケートなど

でも、WebのアクセスIDが載っていて、Webでも回答できるというケースもあるので、そういう形をとったりした方が、回答数が増えるのではないかと感じました。

司会者：参考になる意見です。自分自身に置き換えてみても、書いて返送するぐらいだったら、ネットで回答した方が、スマホで電車の中でもできるし、早いということですよ。

先ほどの周囲の反応の話で、ポリシーに反するから絶対辞退するという方がいたのが印象的だったということですが、他の方はどんな印象、感触でしたか。

裁判員経験者 4：まず主人からは、羨ましがられました。周りの友達や家族も裁判員という名称はニュースで見たり、新聞で読んで、知っていましたので、実際にリアルに見たら、どんな感じかということ、具体的にイメージできたという人もいますし、もっと聞かせてという人もいました。それを聞いてどうしようかなと迷っている人たちにも、もし状況が許すのであれば、是非参加してほしいと私は後押ししています。

司会者：ありがとうございます。非常に助かります。多分、私なんかは裁判官ですから、当然裁判員制度がどんなものか知っているというのがありますけれども、多分、多くの国民の方には裁判員制度って何か得体の知れないものという怖さみたいなものがあるかと思います。多分、法廷に行くと怖い顔した裁判官とかがいてとか、そんな、イメージをお持ちの方が大勢いるかと思うので、実際はちょっと違うんだというのを、もし言っていたらいいのであれば、助かるなと思います。

裁判員経験者 4：その点で言いますと、被告人に顔を見られるの、と質問されました。見られて、覚えられてたらどうするの、と言った人がいます。それは辞退します、という人とは別の人です。被告人と何日間も顔を合わせることになるので、顔を覚えられたらどうするの、今後の人生は大丈夫なのかというような質問をされたこともあります。

司会者：そういう方は裁判員裁判を受ける被告人というのを極悪非道な人ばかりで絶対に報復されるという、イメージをお持ちなんでしょうね。

裁判員経験者 6：似たような意見ですが、やはり物理的に出席する日数が減らされれば、多分一つはハードルが下がると思うんです。けれども、先ほど司会の方がおっしゃったとおり、今も限りなくコンパクトにされていると思うのですが、その結果、五日かかったり、三日かかったりというのであれば、そこはなかなか解決困難なところなんではないでしょうか。もしできるのであれば、出頭回数を減らせるのであれば、減らして。二、三日で終わる方が、恐らく参加しやすくなるのかなと思います。

もう一つは、今も話が出ていましたが、精神的なところですよ。やはり裁判員になったとき、裁判員制度がどういうものか全然知りませんでした。しかし、経験後は、裁判員制度がどんなものか、裁判ってどんなものか、というようなことを周りにもいろいろ話もしました。この場もそうなんだと思うんですけれども、裁判員制度がどんなものか伝えていく、発信していくことによって、それやったら参加してみようかな、とかいうようなことで心理的なハードルを下げることも必要なのかなと思います。

あともう一つ、これは思いつきなんですけれども、これから大人になっていく子供たちに対しても、裁判もしくは裁判員制度というのを法廷を模擬的に使いながら伝えていく、理解を深めていく。すぐには効果は出ないと思いますが、そんなのも一つなのかなと思いました。

司会者：法教育的なこと、裁判所としては各地の裁判所で子供を対象とした模擬裁判をやっています。弁護士会でも法教育をされてますよね。

横尾弁護士：法教育はやってます。中学校へは法教育ということで、裁判員制度について学校の先生に教えに行ったりということをしています。

司会者：少しずつ草の根運動でやっている感じですね。

裁判員経験者 6：社会見学で、小学生など多くの子供たちが来られるようになったらいいのかなと思うんです。

裁判員経験者 3：私も裁判員になったときに、一番心配したのは、私たち一般市民が果たして人を裁いていいのだろうかということです。一生のうちに、いつか自分も被告人になるかもしれないですしね。それで、私たちが人を裁くことができるのか、裁くのは辛いという気持ちがあります。これから裁判員裁判で取り上げてもらうのは殺人事件を除いてほしいですね。殺人を私たちが裁くことは、難しいですから。

司会者：3番の方が実際に担当されたのは、ひったくりからの強盗致傷じゃないかと問われていた事件でしたけれども、結論的には懲役4年でしたね。強盗致傷にはならないけど、他にもいろいろあったので懲役4年ということですけど、ここら辺の負担感というものはどうだったのでしょうか。

裁判員経験者 3：それは裁判官も含めてみんなで決めたことなのでね。

司会者：そうですね。そうすると最初、裁判員に選ばれるまで、あるいは選ばれた直後に自分で刑を決めなくてはならないという辺りの負担感は、当然あったと思います。その負担感は、評議の中で裁判官や他の裁判員と一緒に議論をしていく中で和らいだりしたのでしょうか。

裁判員経験者 3：裁判官が傍に付いて進めていくということで、僕らは素人なので、ものすごく力になりました。

司会者：ありがとうございます。

それでは、少し話題を変えまして、次は、検察官、あるいは弁護人の法廷での活動、また裁判官についての実際の審理の中での活動、評議の中での説明などについて御意見をお伺いしたいと思います。

まず最初に検察官と弁護人に関する質問をしたいと思います。法廷では検察官と弁護人が冒頭陳述といって、それぞれの立場から見た事件の見立てであるとか、大まかな主張というものを行い、その後証拠調べで証拠書類を見たり、聞いたりし、さらには検察官や弁護人からの質問に答える形で証人や被告人の話の聞いたりし、最後に論告・弁論という証拠調べを踏まえた検察官と弁護人の主張を聞いたのではないかと思います。

検察官と弁護人はできるだけ法廷で事実関係はどうであったのか、裁判員の方に理解できるよう、ポイントに焦点を当てた主張や証拠調べをしようとしていたはずですが。実際に法廷で検察官や弁護人の主張や説明、あるいは証人や被告人に対する質問などをお聞きになって、よく理解できたというふうにお感じになったのか。ちょっと分からないところがあったなどお感じなのか。その辺りについての感想をお聞かせいただけたらと思います。

裁判員経験者 4：私が担当させてもらった事件に関していいますと、検察官の資料と弁護士の資料の作りが全く違いまして、検察官のは細かく、分かりやすく色つきで、弁護士のは文字がつらつらつらと並んでいるだけだったので、正直、第一印象で判断したら駄目なんですけど、まずそこで見やすさ、分かりやすさということで差が出たなというのを感じました。

実際にお話しただいてから、その資料をたどるときちゃんと分かりやすくなっていたんですが、資料の見栄えのところで、差が出る印象が変わるというのはすごく感じました。

そのときの裁判によって違うと思いますが、検察官の方は一人だったのに、弁護士の方は二人で法廷に出ていたので、「ああだったよね、こうだったよね。」みたいな確認作業をしながら話していたので、主張として少し弱く聞こえる印象がありました。やはり検察官は一人ですずっと話していたので、何か確固たる意見を持って、述べられていたんだなという印象があります。やはりただつらつらと陳述されるより、資料があった方が当然、分かりやすいですし、資料の見やすさや、分かりやすさというのも、もしかすると、私たち一般の裁判員からすれば結構重要なチェックポイントになるのかなと思いました。

裁判員経験者 5：私の受け持った事件は、先ほども申しましたとおり、身内同士のけんかによる、傷害致死であり、被害者の方は亡くなっていますが、余りえげつない写真とかの提示は全然なく、例えば、顔面強打という大事な部分の写真とかもなかったもので、何で判断したらいいのかと思いました。防犯カメラの、遠い位置からのぼやっとした部分しか提示はありませんでした。それは、

少し私にとっては不満でした。トラウマになってはいけないという配慮があったと思いますが、もう少し具体的な、最終的な映像があれば、もっと判断しやすかったかなと思ったりしています。

私のときも、検察官が1名、弁護士が2名でした。はっきり言って弁護士の方には申し訳ないですが、少し差があったかなと思いました。物事の進め方も少し良くないと私は受け取りました。もちろん裁判官は、慣れておられると思いますが、裁判員はこういったものに慣れていませんし、裁判での独特の言い回しとか、話し方についても同じです。弁護士の方は、多分ふだんの法廷で話している言葉を使ったと思いますが、私たちからすれば高飛車的な物の言い方に聞こえた感じで、何か印象が少し悪くなったかなと私は感じました。一方、検察官の方は、てきぱきと、はっきりと話していたので非常に分かりやすかったと思います。その辺でも少し差がついたかなと思いました。

裁判員経験者 6：私が担当させていただいた事件のときは、検察官と弁護士でいうと、まず作られた資料についてですが、検察官の作った資料の方が本当に視覚的に見やすかったり、まとまっていた。伝えたいところがすごく伝わってくるという感じで、すごく簡潔で、かつ伝えたいことをきちんとまとめているので、すごく分かりやすかったです。

一方で弁護士の方の資料については、内容的にはまとめられているんですけど、やはり視覚的に羅列的でなく、だ一っ書いたような形の資料であり、内容も検察官と弁護士のを比べると、やはり、弁護士の方は少し分かりにくかったというような印象を私も感じました。

司会者：6番の方と4番の方とは事件が同じなので、素材や材料も同じであり、同じ意見を持たれたということでしょうか。

裁判員経験者 7：私も、同じような意見になってしまいます。

やはり裁判に実際参加するのは、本当に最初で最後の経験ですが、検察官の方の話のポイント、進め方、説明とかが本当に頭にすっと入ってきて、分かりやすかったというのと、弁護士側の方の話はずっと聞いていても、余りすっと

入ってこなくて、どういったところを考えたらいいか、分かりづらかったというのがありました。

資料をじっくり見たりとか、皆さんで話し合ったりとかして、一応話を進めてはいますが、やはり裁判の中での両方の話し方で捉える印象が左右されることもあるなと思いました。

司会者：7番の方も5番の方と同じ事件を担当されていましたが、証拠の中身で何か物足りないな、という感じはありましたか。5番の方は、少し物足りないかなと話していたので、お聞きします。

裁判員経験者7：物足りなく感じました。

司会者：それはどの辺りですか。

裁判員経験者7：被告人のどういったところを、私たちに考えてほしいのかなと思いました。やっぱり被告人のフォローであったりとか、明確になっていなくて、よく分かりませんという感じの印象でした。

裁判員経験者1：私の事件の論点は、強盗致傷罪が成立するかということでしたが、弁護士が、検察官に突っ込まれたときに、二人の弁護士ともしどろもどろになって、間が空いてしまい、すぐに返答できないという感じでした。やはり弁護士は頼りないのかなという気持ちになりました。被告人の顔色を見ると、弁護してもらっているのに、だんだん自分が不利になっていくのではないかという顔になっていくのが分かりました。

裁判員経験者2：資料に関しては、やはり検察官の作成した方が見やすいと思いました。検察官のは、1ページで、弁護士のは4ページなので、比べてみると検察官の資料の方が小分けであり、やはり一目で分かり、探さなくて済むという点においても、差があると思いました。

あと検察官の方は男性と女性でしたが、女性の方が資料を読むときは、すごくゆっくり丁寧に読まれるので、置いていかれることもなく、すごく聞きやすかったというのを覚えています。

その他の話になりますが、お昼御飯は、裁判官の方々も含めて、皆さん同じ

部屋で食べましたが，裁判官は，すごくお話をしてくれる方で，お昼御飯の時間も質問が飛び交うほどでした。法律的な事項についても，すごく丁寧に話してくれたので，やはりイメージは変わりました。何かもっと堅い方なのかなと思っていましたが，すごく柔らかな印象に変わり，貴重な時間を過ごすことができました。

裁判員経験者 3：検察官と弁護士の比較ですが，職務上仕方がないかもしれないですが，悪いことをした人を悪いと言うのを，検察官は非常に理論的に言えるわけですが，弁護士は，悪いことをしたのに，悪いことをしていないとか，そんなに悪くないとか言うのです。私は裁判員を経験してから，刑事ドラマをよく見るようになりました。やはり裁判風景が出てきて，敏腕弁護士が出てきて，裁判をひっくり返ってしまうときがあります。無罪になったり。そういうのはドラマでしか難しいと思うようになりました。やはり実際は弁護士の方が少し難しいのかなと思いました。犯人を弁護するのは，限界があるのかもしれないですね。

司会者：弁護士の意見はどうでしょうか。

横尾弁護士：弁護士の書類が分かりにくいというのは，確かに憂慮すべき事態だと思うので，少しでも何かヒントをいただけたらなと思います。先程，資料の作りが全く違うという意見の中で，検察官は色つきだけれども，弁護人のは文字が並んでいるだけという感想をいただいて，他の方もそれに似たような話をされてましたが，皆さんの中では，資料は色つきの方が良いのか，逆に，白黒だけの方が良いのか，という二者択一でお聞きしたいのです。

司会者：カラーの方が良いと思う方は，手を挙げてもらっていいですか。

全員ですね。

横尾弁護士：もう一つの件ですが，1ページにまとめてもらっている方が争点に対する意見とかがどこにあるのか，見やすいという意見があり，これは非常に参考になると思いました。弁護士の中には，仮に1枚のプリントにしたとして，それをざーっと読み上げていく形で全部される方と，他に，パワーポイン

ト、いわゆるプレゼンテーションソフトを使用して、画面に映し、複数枚にわたって1枚ワンメッセージみたいな形、1枚に一つのメッセージを載せているやり方があります。後者の場合、細かい争点がいくらでもあると、枚数がたくさんになってしまい、パワーポイントの資料をそのまま印刷してお渡しすると、どうしても複数枚になってしまいます。そこで、仮にパワーポイントで弁論をしたとしても、1枚のもの、少なくともA3サイズでまとめた方が良いのか、パワーポイントの資料のままの方が良いのか。それについて、お聞きします。

司会者：実際に比べた経験のない方には難しいかもしれませんね。御自身の経験に照らして想像していただきまして、これも多数決を取ります。パワーポイントのままの方が良いのか、パワーポイントについて、更に要点を圧縮し、整理して1枚にまとめてもらった方が良いのか。

パワーポイントのままの方が良いという人はおられますか。

それでは、A3一枚ものくらいにまとめてもらった方が良いという方はおられますか。

半分以上の方は、圧縮して整理してもらった方が見やすい、理解しやすいということですね。

裁判員経験者2：パワーポイントのままだと、そのときはすごく見やすいかもしれませんが、後に持ち帰って評議するときには、少し不向きなのかもしれません。生で使うときは、すごく良い素材だと思いますが。

司会者：今の趣旨は、パワーポイントにしてしまうと、本当にインデックス的なものぐらいしか表示されないですから、そうするとそれだけ受け取っても、中身として何を主張してたのかを多分覚えていないだろうみたいな、そんなイメージですかね。

裁判員経験者2：そうです。パワーポイントの表示がされますので、どれがどれで、どの順番で表示されたのかも載っていませんので、1ページ用の資料を作る方が良いかもしれないです。

横尾弁護士：もう1点、お聞きします。1枚の中にまとめてほしいということですが、争点がかかなり多いものとか、これは言いたいというのを書いてしまうと、すごく文字が小さくなって、見にくいという意見も出てくるのかなと思います。それよりも、弁論ではインデックス的に間引いて1枚にまとめた方が良いのか、それとも、言ったことは全部入れてほしいと思うのか、その点はどのようにでしょうか。

司会者：なかなか難しい話になってきました。多分、裁判員の方が話しているのは、きちんと主張のポイントを整理したものを、それがきちんと頭に入りやすいように、論理構造を図式化してくださいということですよ。

ちなみに、検察官のは、その多くは論告がコンパクトにまとまっていますが、論告要旨を超えたものは基本、論告で述べることはされていないですよ。

岡田検察官：そうですね。

司会者：争点が多い事件になると、複数枚にわたる論告ももちろんあるようですね。

岡田検察官：基本的に情状だけが争点になるような事件が大体A4一枚で収まるような感じにし、多少争点があるような事件だとA3にして、左側に事実認定上の争点、右側に情状という感じで、いずれにしても1枚で収まるようにしています。字の大きさとしては、12ポイントくらい、読みやすい字で作成しています。

司会者：検察官の方からは、質問がありますか。

岡田検察官：傷害致死事件で、もう少し証拠が欲しかったという意見が出ていましたが、例えば、顔面をボコボコに殴られて、すごい腫れているような写真とか、あとは胸を刺されて出血している状態の写真とか、そういうものを見たりすることに対して抵抗というのはどんな感じかと思いました。

司会者：7番の方はどうでしたか。実際に傷害致死の事件を担当されて、そういう写真が出てきても御自身としては問題ないだろうなと思われましたか、それ

ともそれはなかった方が良かったと思われましたか。

裁判員経験者 7：今回は、遠い場所からの防犯カメラの映像を何回も見ただけだったので、私個人的にはそういう写真があるものだと思っていましたし、それを見ないといけないというのも別に抵抗はないと思っていました。反対にその映像だけで判断するというのは難しかったなというのもありました。もう少し何か写真でもあればより現実味を持って、こういった状況になっていたんだと思えたのかなと思います。

司会者：次は評議に関する質問になります。評議は、司会役の裁判官がいろいろな皆様、裁判員の方から意見を言っていただくためにいろんな質問をするなどして、裁判員の方に意見を述べてもらい、また対立した意見が出たときにはさらに議論を深めることによって、裁判官と裁判員からなる裁判所の意見を作ることとされています。また、その過程で法律的な事項については裁判官から分かりやすい説明をするということになっています。実際に裁判官と一緒に評議をしてみて、十分御自身の意見を述べたり、あるいは議論を尽くすということはできたでしょうか。また、裁判官から、法律的な事項について、分かりやすい説明はありましたか。

裁判員経験者 1：自分の意見を一生懸命言ったつもりですが、うまく伝わったかどうかは分かりません。一生懸命にやったつもりですが、難しかったなと思いました。

司会者：例えば、裁判官がこれは一体何を質問しているんだろうかということはないですか。

裁判員経験者 1：自分が伝えたいことをちゃんと伝えられないもどかしさ、というのはありました。私は、話すのが苦手なので、そこが難しかったです。

司会者：例えば、1番さんがこれをどうやって伝えたらいいだろうと思っているときに、裁判官の方から、1番さんがおっしゃりたいのはこういうことですかとか、この点についてはどう思いますかとか、少し質問を細切れにして何か答えやすくしてくれたなどはありましたか。

裁判員経験者 1 : それはあったと思います。

司会者 : そういうことはしていましたか。

裁判員経験者 1 : はい。

司会者 : 難しいなというふうに思われたのは、どの辺でしょうか。

裁判員経験者 1 : 自分が思っていることをちゃんと伝えられているのかなというところですか。もう少し上手に話せたら良かったというのはいまだに思います。

司会者 : 参加された裁判の評議の雰囲気についてですが、皆さん、比較的活発に意見を述べられていたのか、それとも少し冷えた空気が漂っていたのかというところはいかがでしょうか。

裁判員経験者 1 : すごいアットホームと言ったら変ですけど、裁判長もすごく良い人だったので、良い雰囲気でした。

司会者 : その他の方はいかがでしたか。裁判官と評議するときには御自身の意見をきちんと言えたのかとか、法律的なことについて裁判官から分かりやすい説明がきちんとあったのかとか、その辺はいかがでしょうか。

裁判員経験者 3 : 一番判断に迷ったというか、難しかったのは強盗致傷というもの境目がよく分からなかったことです。強盗だけど傷は負わせてないとか、その辺の判断が曖昧な気がしました。どこまでが罪の重さのウエートを占めるとか、経験がないから、難しかったです。

司会者 : あの事件は確か、被害者がけがをしているという証拠はあるんですよね。そのけがが、そのときにできたかどうかが問題になっていたようですが、はっきり分からないから、常識に照らして間違いがないとまでは言えないという判断だったのでしょうか。

裁判員経験者 5 : 先ほども言ったのですが、顔面殴打をしたか、してないかという話が一番迷った話なのです。

あとは量刑の辺りでも少しいろんな意見が出ました。最終的にはまとまったのですが、いろいろみんなと話をしていたのが、それぞれ考えがあって、いろんな意見もしっかり話されていたので、すごいなと思いました。裁判

長が、こういうケースはこういう量刑でとか、いろんなケースで言ってくれたので分かりやすかったのですが、それなら最初から決まっているのではないかなど、思っていました。しかし、みんなで意見を出し合えば、最終的にはきっちりまとまりました。見方がそれぞれ違っても最終的にきっちりまとまった意見ができたので、良かったかなと思っています。

司会者：この点について御意見を述べたい方はおられますか。

裁判員経験者 2：評議についてですが、素人だと量刑はやはり自信がそんなにない方だと思います。それで裁判長が過去の事件の量刑の例をモニターに映し出してきて、それでこういう似たような事件の量刑はこのようなもので、執行猶予がついたか、ついてないかとか、そういうものを見せてくれたのですが、それがとても参考になりました。自分の中で、確信できて、とても良かったです。

司会者：何か裁判官の方でも、質問したいことはありますか。

芹澤裁判官：評議の関係で質問させていただきたいのですが、評議に充てられた時間がちょうど良いぐらいの時間だったのか、それともまだまだ議論が不十分だったか、もう少し短くコンパクトにできたのではないかと、これらの点について、どのように感じられたのかお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者 6：ちょうど良かったと思います。すごく活発に議論を尽くしたのですが、短い時間にコンパクトにしながら、十分議論は尽くせたと思っています。

司会者：横尾弁護士は、自己紹介のときに、評議について興味があると話していましたけど、何か質問したいことはありますか。

横尾弁護士：評議に関わるかどうかは分かりませんが、一番最後に審理が終わってから評議をするわけなんですけど、その前に休憩をとって、その間に何か分からないことがあれば確認しておきたいと思われることがあったら教えていただけますか。

司会者：評議というよりは、審理期間中の休憩時間に、裁判官から何か説明を受

けたりしたとか、あるいは事件に関して評議室でみんなで話し合ったりしたというようなことが、何かありましたか。

裁判員経験者 4：1日目のときは基本的には、冒頭陳述と証人尋問だけだったので、分からないことを確認するというところでしたが、二日目のときは被告人質問とか質問ができる機会がありましたので、そのときにどういう質問が出るかとか、これは質問しても良いことなんですかとか、そういう確認はできましたので、休憩を挟んでいただくのは良かったかなと思います。ただ私の個人的な感覚でいくと、少し細かく入り過ぎているかなというのは感じました。

司会者：質問の前の休憩をとって、裁判員の方々が直接質問するときに、こういう疑問があるけど、どうやって聞けばいいでしょうかというときに、こういうふうに聞いたらどうでしょうかという、そんなアドバイスがあったということですね。

裁判員経験者 4：そうですね。こういう質問をしますというのを裁判員と裁判官が共有できたのは良かったと思います。

司会者：次に裁判員を務めた感想についてお伺いしたいと思います。実際に裁判員などを務めてみて、裁判員が御自身にとってどういう体験だったと、現在位置づけられていますか。もし、裁判員になられる前と後とで、裁判員になることについての気持ちなどに変化があった場合には、その点についても併せてお話しいただければと思います。

裁判員経験者 7：法律の専門家ではないが、一般人として考え、そういう考えや意見を判決に取り入れてもらえること、実際自分も評議に加わって、いろんな話をして決めたということが経験となり、ニュースでこれこれこういう裁判員の判決が出ましたというのを見たときに、この判決が出るまでいろんな話があって、こういう判決になったんだと、身近に感じるようになりました。

裁判員は、周りにいないので、そういう話を聞けることがなくて、実際自分が経験することになったので、みんなに経験したことを話してたら、そういう感じなんだという反応なので、もし経験できるのであれば経験した方がいい

よ、という話もできるようになりました。貴重な経験をしたなと思っておりま
す。

裁判員経験者 6：私もそうですね。まず、貴重な経験をさせていただいたとい
うのが正直なところですが、本日の皆さんの御意見の中でもあったのです
が、法律とか知らない、素人である自分たちが裁判で人を裁くことに関わると
いうことの責任の大きさも合わせて、貴重な経験をしたとは思いました。自分
のできる限り、評議でも、自分の意見を言いましたし、他の方も活発に議論を
交して、その時々自分ができるところをしましたが、本当にそれで良かったの
かどうかというのは今でも答えが出ておりません。

どの程度の事件で、どの程度の量刑が妥当だということではピンと来ないで
す。それは裁判のときもそうでしたが、今でもやはり過去の例からこうだとい
うところは分かりますが、本当にそれでいいのかということではピンと来ない
ままですね。そういうような感想を持っています。

あと裁判員になる前後についてですが、先ほどからも周りには裁判員経験者
はいたが、正直自分が選ばれる選ばれないというのは、選ばれるときもよく分
かりませんでした。周りに経験している人がいたので、なっても良いかなと思
いつつも、でもよく分からないからやはり嫌だ、そのような気持ちでした。い
ざ、選ばれて務めました。務めて良かったと思っています。

一人でも多くの方にやはり裁判員を経験してもらおうという制度趣旨は大事な
ことだと思います。しかし、量刑というところが私たち素人がなかなか理解で
きないところですので、そういうところを理解できる工夫が必要であるとい
うのが今後の課題であると思います。

裁判員経験者 2：裁判員を経験していない国民に関心を持ってもらうためには、
少し堅いイメージをやわらかいイメージに変えることができれば、うわー、来
たみたいなのはなくなるんじゃないかと思っています。

司会者：御自身にとって裁判員というのはどういう経験、体験と位置づけられて
いますか。

裁判員経験者 2：自分自身、ちょっと正義感は強い方だと思っていますし、モラルとかルールも守ってもらいたいというのがありますので、興味はありました。それで選ばれて、体験して非常に良い経験になったと思っていますし、少し一コマ置いて考えることができるようになったと言いますか、相手の意見をよく聞いて、自分の中で考えて、それでまた意見を言うということができるようになったかなとは思っています。

裁判員経験者 1：やってみて、大変なのは大変だったんですけども、良い経験はしたと思っています。しかし、やはり判決をこう下す、自分が本当にそういうことに携わっていいのかなというのはずっとありましたし、今でもそれで良かったのかなというのがあります。

司会者：裁判員になる前は、裁判員になることについてはどういう気持ちだったのですか。

裁判員経験者 1：1年前に資料が届いたときにはえーと思いました。実際1年後に届いたときは、嘘だという感じでした。

司会者：外れくじを引いたみたいなの。

裁判員経験者 1：私が当たるわけないと思っていたので、でもまあ貴重な体験ができて、今は良かったと思います。

司会者：国民の方にアンケートをとりますと、大体6割ぐらいの方が裁判員になることについては否定的、嫌だなという意見ですが、実際に裁判員に選ばれた方にアンケートをとってお聞きしますと、9割以上の方が良い経験だったと肯定的な意見を持たれているところです。ただその一方で、国民に対するアンケート結果を見ると、先ほどの御意見でもあったように裁判員制度、まだ続いていたのかみたいな関心のなさというのが表れているところです。その中には、関心がないというよりも、そもそも関心を呼び起こすような報道がないとか、あるいは周囲の裁判員経験者からの口コミがないからという人たちも相当いるんじゃないかなというふうに思っています。

口コミのネックとなっているのが恐らく守秘義務だろうとは思いますが

ども、本日皆さんにお配りしていますが、現在、皆さんの貴重な経験を周りの方々に是非お話しして下さいという紙を裁判員の方にお配りしていて、守秘義務というのは、守ることは守っていただければ、そんなに心配されることなく、御自身の経験を話していただいて何の問題もないですよということをお知らせしています。裁判員経験者の皆様には、是非御自身が経験されたことを口コミで広めていただきたいなと思っています。

また裁判所の広報としましては、団体などに出張して、制度内容を説明する出張説明会や、逆に市民の方に裁判所にお越しいただいて、施設の見学なども含めて説明を行うふれあい見学会というのを実施しております。出張説明会では、例えば、御依頼があれば裁判員経験者の勤務されている職場に裁判官が出張して、裁判官が制度説明をするとともに、裁判員経験者の方に経験談を語ってもらうというようなことも可能です。

今後、できれば出張説明会とかふれあい見学会もあるよというようなことも、周囲の方に口コミで言っていただければと思います。裁判所とすれば、良い、悪いという意見はさておき、まずは裁判員制度に対する関心を持っていただきたいなと思っています。よろしく願いいたします。

さて、本日は、マスコミの方も意見交換会に来ていただいておりますので、マスコミの方に質問があれば、質問していただきたいと思います。

記者：話の中でもちらちらと出てきたことですが、1点は御自身が関わった裁判で、いろんな御自身の意見や、思いがあったと思いますが、実際に下された判決は、どうだったか、納得しているかどうかを数字で言っていただければと思います。たとえば60パーセント満足という、感じで答えていただければと思います。

それともう1点、仮にもう一度裁判員を務める機会があるとすれば、やりたいですか。この2点をお願いします。

司会者：1点目の、判決の納得度合いですが、これは余り細かく言い出すと評議の秘密に触れてしまう恐れがあります。ですので、御自身の意見がどうであっ

たかとはもかくとして、判決の内容や結論に納得されているかどうか、その辺をお聞かせいただけたらと思います。

裁判員経験者 3：判決はみんなで協議して決めました。満足しております。

裁判員経験者 4：初めの意見はばらついてはいたんですが、そこはやはり裁判長、裁判官の方々がうまく皆さんの目線を合わせるといいますか、何でこういうことになっているのかというところもきちんと説明したり、お互い話し合うことができたので、まあ80パーセントぐらいです。

裁判員経験者 5：はい。当初はそれぞれの意見がばらばらでしたが、話し合っていくうちにまとまり、みんなが思っている結論に達したと僕は思っていますし、満足しています。

司会者：多分、みんなその判決には納得しているんじゃないかという答えですかね。

もう一つ、仮にもう一度、機会があれば裁判員をまたやってみたいですか。

裁判員経験者 1：もし役に立てるのであれば、やってみたいと思います。

裁判員経験者 2：私も役に立てるのであれば、やってみたいと思います。

裁判員経験者 3：できれば、やったことがない人にもやってほしいので、もう1回やろうとは思いません。

裁判員経験者 4：私も是非やりたいと思いますが、3番の方が言われたように、やったことがない方がやるべきだと思いますし、1回やっていると、どうしても何か変な知識がついてしまっていることもあるので、もしかすると良い結果が出ない可能性があるのかなと思いますので、やはりやるのは1回でいいんじゃないのかなと思います。

裁判員経験者 5：扱った事件が大変重い事件だったので、情情的には勘弁していただきたいなと思います。軽い事件であれば、語弊がありますが、役に立てれば喜んでさせていただきたいなと思います。ただ、皆さんも言われていましたが、我々素人が人を裁くというのは個人的にはどうかなというふうに思いますし、自分が職業で裁判官や検事、弁護士だったら、さっと裁けることができる

かなと思います。もし同じ今の立場だったら、多分心情的にかなりしんどいというふうに思いました。

裁判员経験者 6：私，機会をいただけるのであれば，またもう一度させていただきたいと思います。

裁判员経験者 7：私もまたそうなれば，やろうと思います。

司会者：時間になりましたので，これで裁判员経験者との意見交換会を終わらせていただきます。

本日は，長時間にわたり，本当にありがとうございました。

以 上